

[令和5年5月24日改正、9月21日施行]

《186～188 頁》「役員使用人等に対する指導、勧告、処分に係る聴聞に関する規則」の一部
改正

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この細則は、「役員使用人等に対する指導、勧告、処分に係る規則」(以下「規則」という。) <u>第11条第8項</u>に基づいて、聴聞の手續に係る必要な事項を定める。</p> <p>第2条～第7条 (略)</p> <p>(当事者の欠席等の場合における聴聞の終結)</p> <p>第8条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出席せず、かつ、規則<u>第11条第6項</u>に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、改めて意見を述べ、証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。</p> <p>2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出席せず、かつ、規則<u>第11条第6項</u>に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出席が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。</p> <p>(聴聞調書及び報告書)</p> <p>第9条 規則<u>第11条第7項</u>に定める調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。</p> <p>2 会長は、規則第12条第1項に基づき、<u>規律委員会</u>の審議を要請するときは、規則<u>第11条第7項</u>により提出を受けた調書及び報告書を<u>規律委員会委員長</u>へ提出する。</p> <p>3 当事者は規則<u>第11条第7項</u>の調書及び報告書の閲覧を求めることができる。</p> <p>(聴聞の再開)</p> <p>第10条 会長は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、規則<u>第11条第7項</u>の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第7条第2項本文及び第3項の規定は、この場合に</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この細則は、「役員使用人等に対する指導、勧告、処分に係る規則」(以下「規則」という。) <u>第11条第7項</u>に基づいて、聴聞の手續に係る必要な事項を定める。</p> <p>第2条～第7条 (略)</p> <p>(当事者の欠席等の場合における聴聞の終結)</p> <p>第8条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出席せず、かつ、規則<u>第11条第5項</u>に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合には、改めて意見を述べ、<u>及び証拠書類等</u>を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。</p> <p>2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出席せず、かつ、規則<u>第11条第5項</u>に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出席が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。</p> <p>(聴聞調書及び報告書)</p> <p>第9条 規則<u>第11条第6項</u>に定める調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。</p> <p>2 会長は、規則第12条第1項に基づき、<u>綱紀委員会</u>の審議を要請するときは、規則<u>第11条第6項</u>により提出を受けた調書及び報告書を<u>委員会委員長</u>へ提出する。</p> <p>3 当事者は規則<u>第11条第6項</u>の調書及び報告書の閲覧を求めることができる。</p> <p>(聴聞の再開)</p> <p>第10条 会長は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、規則<u>第11条第6項</u>の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第7条第2項本文及び第3項の規定は、この場合に</p>

新	旧
<p data-bbox="188 241 391 271">ついて準用する。</p> <p data-bbox="422 324 523 353"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="188 409 710 439"><u>この改正は、令和5年9月21日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="834 241 1037 271">ついて準用する。</p> <p data-bbox="826 324 895 353">(新設)</p>